

主要農作物(水稲・大豆・麦)の優良種子の安定供給への取組

令和4年5月 福島県農林水産部

主要農作物種子法の廃止(H30.4.1)

日本人の主食である米をはじめ、大豆、麦の主要農作物の優良種子の安定供給農業振興上、最も基本的で重要な取組



長い時間を掛けて育成した優良品種は知的財産の粋

このため

福島県の対応(H30.4.1~)

「主要農作物種子法」が廃止されても、揺るぎなく優良種子の安定生産に取り組んでいく

福島県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例(R4.4.1施行)

福島県主要農作物種子生産取扱基本要綱(R4.4.1改正)

「主要農作物種子法」に代わり、県が
①「奨励品種の決定」、②「原種等の生産と配付」、③「一般種子の品質確保(検査)」を実施することを定める。

①福島県主要農作物奨励品種決定要領(R4.4.1改正)

②福島県原種・原原種生産及び配付要領・運用(R4.4.1改正)

③福島県主要農作物種子検査要領・運用(R4.4.1改正)

~優良種子の安定供給フロー(水稲の場合)~

農業総合センター

(郡山市、会津坂下町、相馬市)



げんげんしゅ
「原原種」
20a



(福笑い、コシヒカリ、ひとめぼれ、天のつぶ、チヨニシキ、里山のつぶ、まいひめ、ふくひびき、福乃香、夢の香、こがねもち、あぶくまもち)



異型排除作業

げんしゅ
「原種」
4.25ha

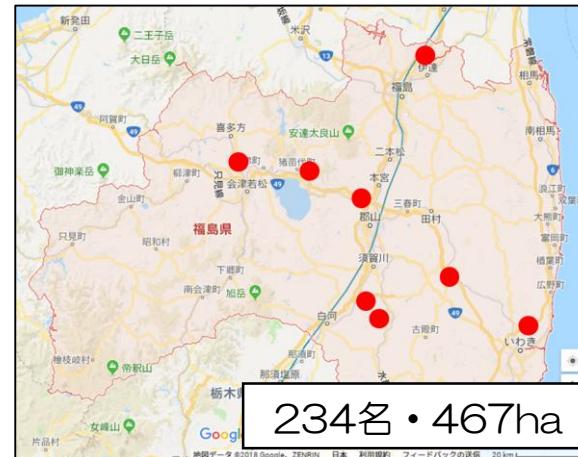


(福笑い、コシヒカリ、ひとめぼれ、天のつぶ、チヨニシキ、里山のつぶ、まいひめ、ふくひびき、福乃香、夢の香、こがねもち、あぶくまもち)



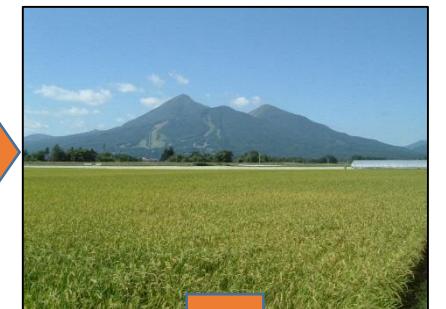
異型の例(長稈)

県内8か所の「種子場」



「種子」を作る農家：
高度な技術+伝統に裏付けられた自信
⇒「優良種子」づくり

約210万kgの種子
(約60,000ha分)
が一般農家へ



消費者へ

